

【訂正】町田市 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントに関する説明会Q&A
 ※この回答は、2017年2月13日現在のものです。今後、国の通知等必要に応じて修正を行う可能性があります。

2016年12月28日に公開しましたQ&Aについて、以下の通り訂正します。
 (No.は12月28日公開Q&Aに対応したNo.です。)

No.	質問分類	ページ	質問要旨	回答
2	利用手続き		当面サービスを利用する予定はないが、事業対象者となることはできるか。	<p>基本チェックリストの実施後、高齢者支援センターからマネジメントを受けることを町田市へ届け出る必要があります。その届出があった場合に、町田市で当該者を受給者台帳に登録し、事業対象者としての被保険者証の発行を行います。 なお、上記の届出の際には、基本チェックリストの原本、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書、現在の被保険者証を合わせて提出してください。</p> <p>※被保険者証の提出は不要です。 2月13日訂正</p>
6	利用手続き	15	<p>要支援認定の更新について 平成29年3月31日有効期間の対象者について、再度確認をしたい。基本チェックリスト実施による手続きを選択した場合、書類一式の提出はいつごろまでに行えばよいか。 (説明会資料15頁、サービス開始前に以下の書類を提出。とありますが、具体的にはどれくらいを指すのか。)</p>	<p>ケアマネジメント実施者と対象者本人が相談し、基本チェックリスト実施による手続きを選択、事業対象者に該当した場合は、基本チェックリスト原本、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書、被保険者証を提出します。 提出の期間の目安としては、認定更新通知発送後から、認定有効期間終了日までの提出となります。</p> <p>※被保険者証の提出は不要です。 2月13日訂正</p>